

議案第2号

財産の取得について

別紙のとおり財産を取得する。

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律及び条例の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

(別 紙)

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名 | 小学校教師用指導書 |
| 2 | 数 量 | 900冊 |
| 3 | 納 入 場 所 | 気仙沼市立小学校12箇所 |
| 4 | 納 入 期 限 | 上巻：令和6年4月5日
下巻：令和6年9月2日 |
| 5 | 契 約 金 額 | 35,694,120円 |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 宮城県気仙沼市三日町二丁目1番16号
有限会社 武川本店
代表取締役 武 川 正 和 |
| 7 | 仮 契 約 年 月 日 | 令和6年1月23日 |

議案第3号

気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館
- 2 指定管理者 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館管理運営グループ
代表団体 株式会社日比谷花壇
代表取締役社長 宮島 浩 彰
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第4号

気仙沼市四反田コミュニティセンターの指定管理者の指定
について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 気仙沼市四反田コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市四反田55番地6
四反田区自治会
会長 千田基嗣
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第5号

気仙沼市幸町コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 気仙沼市幸町コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市幸町三丁目2番1号
市営幸町住宅3棟605号
幸町住宅自治会
会長 小 泉 則 一
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第6号

気仙沼市東八幡コミュニティセンターの指定管理者の指定
について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 気仙沼市東八幡コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市東八幡前269番地
東八幡区自治会
会長 小野寺 良 一
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第7号

気仙沼市浪板二コミュニティセンターの指定管理者の指定
について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 気仙沼市浪板二コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市浪板205番地18
浪板二区自治会
会長 鈴木 隆
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第8号

気仙沼市片浜コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 気仙沼市片浜コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市松崎片浜179番地1
片浜自治会
会長 三 東 廣
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第9号

気仙沼市鶴巻コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 気仙沼市鶴巻コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市松崎鶴巻164番地13
鶴巻二区自治会
会長 内海 勝行
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第10号

鮎立老人憩の家の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 鮎立老人憩の家
- 2 指定管理者 気仙沼市唐桑町宿浦312番地2
鮎立自治会
会長 鈴木喜久男
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第 1 1 号

宿集会所の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 宿集会所
- 2 指定管理者 気仙沼市唐桑町宿浦 3 5 番地 1
宿自治会
会長 梶 原 政 昭
- 3 指 定 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 2 月 9 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の議決を必要とするためである。

議案第12号

崎浜集会所の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 崎浜集会所
- 2 指定管理者 気仙沼市唐桑町津本24番地26
崎浜自治会
会長 三 浦 聖 一
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第13号

松園集会所の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 松園集会所
- 2 指定管理者 気仙沼市唐桑町松園269番地3
松園地区自治会
会長 伊藤 浩
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第14号

中井老人憩の家の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 中井老人憩の家
- 2 指定管理者 気仙沼市唐桑町欠浜126番地8
中井公友会
会長 千葉哲美
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第15号

小鯖集会所の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 小鯖集会所
- 2 指定管理者 気仙沼市唐桑町中井269番地2
小鯖自治会
会長 伊藤 真也
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第16号

中集会所の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 中集会所
- 2 指定管理者 気仙沼市唐桑町中113番地1
中開発協議会
会長 藤原 智
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第17号

舞根集会所の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 舞根集会所
- 2 指定管理者 気仙沼市唐桑町東舞根107番地27
舞根自治会
会長 島 山 拓 男
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第18号

東舞根集会所の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 東舞根集会所
- 2 指定管理者 気仙沼市唐桑町東舞根107番地27
舞根自治会
会長 島 山 拓 男
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第19号

石浜集会所の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 石浜集会所
- 2 指定管理者 気仙沼市唐桑町高石浜352番地1
石浜自治会
会長 吾妻徳克
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第20号

只越集会所の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 只越集会所
- 2 指定管理者 気仙沼市唐桑町唯越2番地3
只越自治会
会長 亀谷好昭
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第21号

館老人憩の家の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 館老人憩の家
- 2 指定管理者 気仙沼市唐桑町小田10番地
館地区自治会
会長 伊藤 明夫
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第 2 2 号

大沢集会所の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 大沢集会所
- 2 指定管理者 気仙沼市唐桑町台の下 9 5 番地 1
大沢自治会
会長 千 葉 清 人
- 3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 2 月 9 日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の議決を必要とするためである。

議案第23号

本吉松岡タウンセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉松岡タウンセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町津谷松岡104番地11
本吉松岡タウンセンター管理運営委員会
委員長 大内 康 弘
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第24号

本吉浜区多目的集会場の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉浜区多目的集会場
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町今朝磯58番地
小泉浜区振興会
会長 及 川 淳之助
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第25号

本吉小泉町区振興会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉小泉町区振興会館
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町外尾162番地4
小泉町区振興会
会長 岩 渕 孝 男
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第26号

本吉幣掛ふれあい会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉幣掛ふれあい会館
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町幣掛218番地
小泉西区振興会
会長 星 井 義 一
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第27号

本吉在区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉在区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町中島253番地3
小泉東区振興会
会長 森 谷 泰 夫
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第28号

本吉上沢多目的集会場の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉上沢多目的集会場
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町滝沢71番地
馬籠上沢振興会
会長 佐藤 功
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第29号

本吉馬籠林業センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉馬籠林業センター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町馬籠町23番地
馬籠地域振興会
会長 千葉 正
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第30号

本吉漆原コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉漆原コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町宮内53番地
漆原振興会
会長 芳賀忠良
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第31号

本吉松ヶ沢コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉松ヶ沢コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町松ヶ沢12番地
松ヶ沢振興会
会長 三浦 秀一
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第 3 2 号

本吉山田生活改善センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉山田生活改善センター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町猪の鼻 1 4 5 番地 1
猪の鼻区振興会
会長 佐 藤 幸 弘
- 3 指 定 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 2 月 9 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第33号

本吉表山田振興会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉表山田振興会館
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町小峰崎118番地
表山田区振興会
会長 三浦 敏治郎
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第34号

本吉津谷松尾コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉津谷松尾コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町津谷桜子2番地47
津谷下町区振興会
会長 菅 原 生 子
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第35号

本吉津谷館岡コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉津谷館岡コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町津谷館岡177番地5
津谷館岡区振興会
会長 佐藤和文
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第36号

本吉登米沢多目的集会場の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉登米沢多目的集会場
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町登米沢193番地1
登米沢区振興会
会長 三浦 康成
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第 37 号

本吉風越コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉風越コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町津谷長根 46 番地
風越振興会
会長 佐藤 茂
- 3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 2 月 9 日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第38号

本吉大沢生活改善センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉大沢生活改善センター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町大沢98番地2
津谷大沢区振興会
会長 高橋 良明
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第 39 号

本吉林の沢振興会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉林の沢振興会館
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町林の沢 45 番地 8
林の沢区振興会
会長 木 村 敬 二
- 3 指 定 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 2 月 9 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第40号

本吉狼の巣多目的集会場の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉狼の巣多目的集会場
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町狼の巣119番地
狼の巣区振興会
会長 島山 篤朗
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第41号

本吉坊の倉地区農林漁家婦人活動施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉坊の倉地区農林漁家婦人活動施設
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町坊の倉219番地1
坊の倉振興会
会長 米 倉 眞一郎
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第42号

本吉下川内多目的集会場の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉下川内多目的集会場
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町東川内239番地
下川内区振興会
会長 三浦悦郎
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第43号

本吉上川内コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉上川内コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町上川内98番地
上川内区振興会
会長 佐藤 富男
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第44号

本吉高漁村センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉高漁村センター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町大朴木19番地
高地域振興会
会長 千葉隆一
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第45号

東日本大震災復興記念前浜マリンセンターの指定管理者の
指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 東日本大震災復興記念前浜マリンセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町天ヶ沢31番地
前浜地域振興会
会長 菊地新悦
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第46号

本吉日門コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉日門コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町山谷148番地1
日門地域振興会
会長 熊谷伸亮
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第47号

本吉大谷漁村センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉大谷漁村センター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町大谷309番地2
本吉大谷漁村センター管理運営委員会
委員長 米 倉 清 文
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第48号

本吉大谷西コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉大谷西コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町長根186番地108
大谷西区振興会
会長 佐々木 和 信
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第49号

本吉寺谷コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉寺谷コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町寺谷30番地2
寺谷振興会
会長 鈴木 治 雄
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第50号

本吉中郷会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉中郷会館
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町洞沢2番地2
中郷区振興会
会長 岩 槻 秀 幸
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第51号

本吉上郷地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 本吉上郷地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町石川原164番地
上郷地域振興会
会長 高橋 利夫
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第52号

気仙沼市本吉放牧場の指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 気仙沼市本吉放牧場
- 2 指定管理者 気仙沼市本吉町角柄15番地4
農事組合法人モーランド
代表理事 及 川 義 紀
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第53号

気仙沼市水産振興センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 気仙沼市水産振興センター
- 2 指定管理者 気仙沼市魚市場前8番25号
気仙沼市水産振興協会
会長 勝 倉 宏 明
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第54号

気仙沼市手数料条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市手数料条例の一部を改正する条例

気仙沼市手数料条例（平成18年気仙沼市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表閲覧手数料の部3の項中「の規定によるもの」を「又は第120条の6第1項の規定によるもの」に改め、同表交付手数料の部5の項中「書面」の次に「（戸籍法第120条の2第1項及び第126条の規定に基づく戸籍証明書を含む。）」を加え、同表交付手数料の部中20の項を21の項とし、9の項から19の項までを1項ずつ繰り下げ、8の項を削り、7の項を9の項とし、6の項中「書面」の次に「（戸籍法第120条の2第1項及び第126条の規定に基づく除籍証明書を含む。）」を加え、同項を同表交付手数料の部7の項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>8 除籍電子証明書提供 用識別符号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明</p>	<p>1 件</p>	<p>7 0 0 円</p>	
--	------------	----------------	--

<p>書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>			
---	--	--	--

別表交付手数料の部5の項の次に次の1項を加える。

<p>6 戸籍電子証明書提供用識別符号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証</p>	<p>1 件</p>	<p>4 0 0 円</p>	
---	------------	----------------	--

明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
---	--	--	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第54号資料

気仙沼市手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
手数料の種類及び額					手数料の種類及び額				
種別	内容	単位	金額	摘要	種別	内容	単位	金額	摘要
略					略				
閲覧手数料	1・2 略				閲覧手数料	1・2 略			
	3	届書その他の書類に関するもの	1件	350円		3	届書その他の書類に関するもの	1件	350円
交付手数料	1～4 略				交付手数料	1～4 略			
	5	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明	1通	450円		5	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明	1通	450円

改 正 案				現 行			
	した書面 (戸籍法 第120条の 2第1項 及び第126 条の規定 に基づく 戸籍証明 書を含 む。)				した書面 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____		
6.	戸籍電子 証明書提 供用識別 符号(情報 通信技術 を活用し た行政の 推進等に 関する法 律(平成14 年法律第 151号)第 7条第1 項の規定 により同 法第6条 第1項に 規定する 電子情報 処理組織 を使用す る方法(総 務省令で 定めるも のに限る。 以下同 じ。)によ り戸籍電 子証明書 提供用識 別符号の 発行を行 う場合(当	1件	400円		(新設)		

改 正 案					現 行				
		<p>該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除</p>							

改 正 案				現 行			
	く。)						
7	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（ <u>戸籍法第120条の2第1項及び第126条の規定に基づく除籍証明書を含む。</u> ）	1通	750円	6	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面	1通	750円
8	除籍電子証明書提供用識別符号（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理</u>	1件	700円		(新設)		

改 正 案					現 行				
		<p>組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除か</p>							

改 正 案				現 行			
	れた戸籍 の謄本若 しくは抄 本又は除 籍証明書 の請求を 行う場合 における 当該発行 を除く。)						
9	印鑑登録 証	1件	300円	7	印鑑登録 証	1件	300円
	(削る。)			8	削除		
10	臨時運行 許可に関 するもの	1両	750円	9	臨時運行 許可に関 するもの	1両	750円
11~21	略			10~20	略		

議案第 5 5 号

気仙沼市県営土地改良事業基金条例を廃止する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 9 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市県営土地改良事業基金条例を廃止する条例

気仙沼市県営土地改良事業基金条例（平成 27 年気仙沼市条例第 38 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第56号

気仙沼市臨時診療所条例を廃止する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和6年2月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市臨時診療所条例を廃止する条例

気仙沼市臨時診療所条例（令和2年気仙沼市条例第32号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに行われた診療に係る使用料及び手数料の額，徴収並びに減免の適用については，なお従前の例による。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

専決第442号

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額の決定について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により，別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月9日

気仙沼市長 菅 原 茂

(別 紙)

和解及び損害賠償の額の決定について

気仙沼市は、令和5年10月20日、市内所沢地内において発生した事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解の内容

市は相手方に和解による損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

2 損害賠償の額 326,700円

3 和解及び損害賠償の相手方

気仙沼市所沢1番地6

山中産業株式会社気仙沼営業所

所長 星 治

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

専決第443号

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額の決定について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により，別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月16日

気仙沼市長 菅 原 茂

(別 紙)

和解及び損害賠償の額の決定について

気仙沼市は、令和5年9月20日、市内所沢地内において発生した事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解の内容

市は相手方に和解による損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

2 損害賠償の額 63,703円

3 和解及び損害賠償の相手方

気仙沼市後九条